関係団体の長様

愛知県保健医療局長 (公 印 省 略)

愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針の第 12 回変更について (通知)

本県の感染状況は、現在、「厳重警戒」にあって、大変厳しい状況が続いていることから、 12月15日(火)には、酒類を提供する飲食店等への営業時間短縮等の要請の期間延長・エリア拡大を行ったところです。

その後、12月23日(水)には、年末年始を迎え、第3波の大きな波を克服するため、あらためて県民・事業者の皆様へのメッセージを発出するとともに、翌12月24日(木)には愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議を開催し、県内の感染状況及び医療提供体制の監視に用いる指標を見直し、業種別ガイドラインの最新情報を含め、これらの取組等を「感染拡大予防対策指針」に反映し、第12回変更を行いました。

つきましては、貴団体員への周知に御配慮いただくとともに、引き続き、感染防止対策に 御協力をよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 対策指針・第12回変更事項
 - 年末年始を迎えての知事メッセージの反映
 - 酒類を提供する飲食店等への営業時間短縮等の要請の期間延長・エリア拡大の反映
 - 感染状況及び医療提供体制を監視する指標の変更
 - 病床数・医療機関数の時点修正
 - 参考資料の変更
 - ・ 「感染拡大予防ガイドライン一覧」最新版への更新
 - ・ 営業時間短縮等の要請の延長・エリア拡大に伴う資料の変更
- 2 県WEBページ掲載箇所

https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/taisakusisin.html

担 当 生活衛生部医薬安全課

薬事グループ

毒劇物・麻薬・血液グループ

監視グループ

生産グループ

電 話 052-954-6303 (ダイヤルイン)

052-954-6305 (ダイヤルイン)

052-954-6344 (ダイヤルイン)

052-954-6304 (ダイヤルイン)

電子メール iyaku@pref.aichi.lg.jp

該当項目	現行	
1ページ	【「厳重警戒」年末年始で第3波を克服するために 県民・事業者の皆様へのお願いの反映】	
県民・事業者の皆様へのメッセ	(11 月 19 日発出(その後 2 回追記)のメッセージから差し替え)	
ージ		
	「厳重警戒」第3波に入り、県民・事業者の皆様へのお願い	「厳
	11月19日(木)	
	県内の感染状況は、第2波が落ち着きを見せ、9月18日から「警戒領域」で推移してきま	県
	したが、10月下旬から新規感染者数の増加が始まり、接待を伴う飲食店、職場や大学などで	
	クラスターが相次いで発生し、21日に30人台、28日に50人台、11月7日に110人	
	台、14日には150人台、本日過去最多の219人に達するなど、大変厳しい状況が続いて	の確
	います。	<u>ま</u>
	│ 季節性インフルエンザの同時流行も懸念される「この冬」を、しっかりと乗り越えるため、	域に
	 県では、新たな受診・相談体制を整備したところでありますが、県民・事業者の皆様には、第	<u>カ</u> て
	 3波に入ったとの認識の下、「厳重警戒」として、以下の感染防止対策を徹底していただきます	<u></u>
	ようお願いします。	自身
	①基本的な感染防止対策の徹底	155
	 ○日頃から、3つの密が発生する場所を徹底して避けるとともに、マスクの着用、手洗い、	1.
	 消毒など、基本的な感染防止対策を徹底してください。	2.
	 ○特に、飲食を伴う懇親会など、別紙1の「感染リスクが高まる5つの場面」では、感染防	<u>3.</u>
	 止対策の徹底をお願いします。	<u>1</u>
	 さらに、年末年始は飲酒や会食の機会が増えることから、別紙2の「感染リスクを下げ	
	 ながら会食を楽しむ工夫」を実践していただくようお願いします。	
	 ○タクシーやバス・電車等の公共交通機関では、常にマスクを着用し、大声での会話は控え	
	 て下さい。特に、飲酒後の乗車時には注意をお願いします。	2
	 ○大人数での会食や宴会は控え、カラオケやイベント、スポーツ観戦などでは、大声を出す	
	行動を控えてください。	
	 ○冬季においては、別紙3の「適切な室内環境を維持するポイント」を活用し、適切な温度・	
	 湿度等を保ちつつ、十分な換気を行って下さい。	
	 ○発熱等の症状が出たときは、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や、保健所に設置	
	された「受診・相談センター」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」	
	を受診してください。	
	○接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診な	
	ど保健所の早期サポートにつなげて下さい。	3
	②感染拡大予防ガイドライン等の徹底	
	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	

「厳重警戒」年末年始で第3波を克服するために 県民・事業者の皆様へのお願い

県内では、第3波による感染拡大が継続し、連日、新規陽性者数、入院者数や重症入院者 数が過去最大値を更新するなど、極めて厳しい状況が続いています。

変更点

<u>このため、本県では、県内全ての医療機関と協力して、検査体制を強化し、医療提供体制</u> の確保に全力をあげています。

また、感染防止対策でも、酒類を提供する飲食店等への営業時間短縮要請等を、愛知県全域に拡大するとともに、1月11日・成人の日まで期間を延長し、オール愛知での取組を全力で推進しています。

年末年始の時期を迎え、県民の皆様、医療関係者、市町村、団体、企業が一丸となり、ご 自身と大切な人、ふるさとあいちを守り、第3波の大きな波を克服するため、感染防止対策 にご理解とご協力を強くお願いします。

- 1. 対象区域 愛知県全域
- 2. 対象期間 2021年 1月11日(月)まで 20日間
- 3. 要請事項
- ①不要不急の行動自粛
- 〇年末年始の休暇期間中は、不要不急の行動自粛をお願いします。
- <u>) 人の多いところには出かけず、家族など、いつも一緒にいる人と、静かに過ごしましょう。</u> _<u>ょう。</u>
- ②県をまたぐ不要不急の移動自粛
- 〇県をまたぐ不要不急の移動自粛をお願いします。
- ○帰省や旅行は、休暇の分散取得等で混雑する時期を避けるなど、延期も含めて家族で 慎重に検討をお願いします。
- ○帰省する場合は、帰省の前から大人数での会食など感染リスクの高い行動を避け、体調管理を徹底し、体調が優れない場合は、帰省や旅行を控えて下さい。
- ○事業者におかれても、従業員の休暇の分散取得に協力をお願いします。
- ○感染が拡大している都市域への移動に際しては、自覚を持って適切な行動をお願いし <u>ます。</u>
- ③初詣など年末年始の行事における感染防止対策の徹底
 - 〇初詣は、混雑する三が日を避ける「分散参拝」や、マスクの着用、境内での三密回避、 一方通行・人数制限など、寺社等の感染防止対策に協力をお願いします。

該当項目	現行
	感染防止対策の徹底をお願いします。
	○事業者は、「安全・安心宣言施設」ステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防
	対策への協力を呼び掛けて下さい。
	○利用者は、ステッカー掲示施設など安全な施設を利用し、感染防止対策の徹底に協力を
	願いします。
	③高齢者等への拡大防止
	○重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦に配慮し、これらの方々も、感染リ
	クの高い施設の利用を避けて下さい。
	○特に、高齢者の方が多く利用する施設等では、高齢者を守る8つのポイントを遵守し、
	染防止対策の徹底をお願いします。
	④東京等への不要不急の移動自粛
	○首都圏・大阪府・北海道への不要不急の移動は控えて下さい。
	○感染が拡大している都市域への不要不急の移動はできるだけ控えて、自覚を持って適切
	行動をお願いします。
	⑤年末年始における感染防止対策の徹底
	○年末年始の時期は、人の移動が集中し、感染リスクが高まるので、感染症が拡大するこ
	のないよう、帰省や旅行の分散に協力をお願いします。
	事業者におかれても、従業員の休暇の分散取得に協力をお願いします。
	○「体調の悪い方」は、帰省や旅行を控えましょう。また、帰省先や旅行先で体調が変化
	た場合は会食や外出・観光は控え、感染拡大防止のためにその地域の保健医療当局に協
	して下さい。
	○クリスマス、大晦日、初日の出など、多数の人が集まる「季節の行事」に参加する場合は
	人と人の距離の確保・マスクの着用・手指衛生・大声での会話の自粛など、「基本的な愿
	防止対策」を徹底して下さい。
	○公道など、主催者がいない場所で、不特定多数の人が密集し、大声等の発生を伴う行事
	パーティー等への参加は控えて下さい。
	○街頭や飲食店での、大量または長時間・深夜にわたる飲酒や、飲酒しての季節の行事へ
	参加は、なるべく控えて下さい。
	○家族同士で自宅で過ごす、オンラインのイベントに参加するなど、新しい「季節の行事

の楽しみ方を検討していただくなど、工夫をお願いします。

※合わせてパネルについても差し替え

変更点

- ○クリスマス、カウントダウンイベント、成人式など、年末年始の行事に参加する場合 は、人との距離の確保、マスクの着用、大声で会話や飲酒を控えるなど、感染防止対 策を徹底し、対策がとれない場合は、参加を自粛して下さい。
- ○主催者は、オンライン開催や開催時期の分散など、慎重に検討をお願いします。

④営業時間短縮と感染拡大予防ガイドライン等の徹底

- 〇県内全ての酒類を提供する飲食店等に対し、1月11日まで、営業時間の短縮等を要 請します。
- ○全ての施設で、業種別の感染拡大予防ガイドラインや県の感染防止対策リストを遵守 し、感染防止対策の徹底を強くお願いします。
- ○事業者は、「安全・安心宣言施設」ステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染 防止対策への協力を呼び掛けて下さい。
- ○利用者は、ステッカー掲示施設など安全な施設を利用し、感染防止対策の徹底に協力 をお願いします。

⑤高齢者等への拡大防止

- ○重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦に配慮し、これらの方々も、感染 リスクの高い施設の利用を避けて下さい。
- 〇特に、

 高齢者の方が多く利用する施設等では、

 高齢者を守る8つのポイントを遵守し、 感染防止対策の徹底をお願いします。

⑥基本的な感染防止対策の徹底

- ○「感染しない、感染させない」を徹底して下さい。
- ○大人数での忘年会や新年会は自粛をお願いします。

会食・飲食は、普段から一緒にいる人と、少人数で、ガイドラインを遵守したステッ カー掲載店を利用、会話時のマスク着用、短時間・適度な酒量でお願いします。

- 〇日頃から、三密が発生する場所を徹底して避け、「感染リスクが高まる5つの場面」で は、マスクの着用、手指消毒等、基本的な感染防止対策を徹底して下さい。
- ○タクシーやバス・電車等の公共交通機関では、常にマスクを着用し、大声での会話は 控えて下さい。特に、飲酒後の乗車時には注意をお願いします。
- ○適切な温度・湿度等を保ちつつ、十分な換気を行って下さい。
- ○発熱等の症状が出たときは、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や、保健所に 設置された「受診・相談センター」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療 機関」を受診してください。
- 〇接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受 診など保健所の早期サポートにつなげて下さい。

2020年 12月23日 愛知県知事 大村 秀章

※パネルの変更(省略)

該当項目	現行	変更点
20ページ	【12月15日の営業時間短縮等の要請の期間延長・エリア拡大の追記】	
1. これまでの経過	3月 14日 (日) 新型インフルエンザ等対策特別措置法改正	3月 14日 (日) 新型インフルエンザ等対策特別措置法改正
▼これまでに実施した緊急	26日 (木) 政府対策本部設置/愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部設置	26日 (木) 政府対策本部設置/愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部設置
事態措置の経過	4月 7日(火) 国・7都府県に緊急事態宣言	4月 7日 (火) 国・7都府県に緊急事態宣言
	10日 (金) 愛知県緊急事態宣言·緊急事態措置決定	
	13日 (月) 繁華街の接待を伴う飲食店への自粛要請 2000 13日 (日) 13日 (13日 (月) 繁華街の接待を伴う飲食店への自粛要請
	16日 (木) 国・愛知県を含む13都道府県に緊急事態宣言	16日 (木) 国·愛知県を含む13都道府県に緊急事態宣言
	17日 (金) 法第24条第9項に基づく休業協力要請	17日 (金) 法第24条第9項に基づく休業協力要請
	24日 (金) あいちの買い物ルール・公園利用のお願い/ 営業継続中のパチンコ店に訪問要請	24日 (金) あいちの買い物ルール·公園利用のお願い/ 営業継続中のパチンコ店に訪問要請
	28日 (火) 大型連休を控えて外出自粛のメッセージ/法第45条第2項の要請·事前通知	28日 (火) 大型連休を控えて外出自粛のメッセージ/法第45条第2項の要請·事前通知
	29日 (水) JR名古屋駅新幹線改札口で啓発・検温活動	
	30日 (木) 法第45条第2項の要請・第3項の公表	30日 (木) 法第45条第2項の要請·第3項の公表
	5月 1日 (金) 法第45条第3項の指示・事前通知	5月 1日 (金) 法第45条第3項の指示·事前通知
	4日(月) 国・緊急事態宣言を5月31日まで延長/愛知県緊急事態宣言を5月31日まで延長	4日 (月) 国·緊急事態宣言を5月31日まで延長/愛知県緊急事態宣言を5月31日まで延長
	14日 (木) 国の緊急事態宣言の対象区域から解除	14日 (木) 国の緊急事態宣言の対象区域から解除
	15日 (金) 施設区分 I・Ⅱ の休業要請緩和	15日 (金) 施設区分 I・II の休業要請緩和
	19日 (火) 施設区分Ⅲの一部の休業要請緩和	19日 (火) 施設区分皿の一部の休業要請緩和
	21日 (木) 関西圏2府1県の緊急事態宣言解除	21日 (木) 関西圏2府1県の緊急事態宣言解除
	22日 (金) 区分Ⅲのクラスタ実績施設以外の休業要請緩和	22日 (金) 区分皿のクラスタ実績施設以外の休業要請緩和
	25日 (月) 首都圏1都3県・北海道の緊急事態宣言解除	25日 (月) 首都圏1都3県・北海道の緊急事態宣言解除
	26日 (火) 愛知県緊急事態宣言・緊急事態措置解除/愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針策定	26日 (火) 愛知県緊急事態宣言・緊急事態措置解除/愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針策定
	7月 21日 (火) 県内の感染状況が「警戒領域」に移行	7月 21日 (火) 県内の感染状況が「警戒領域」に移行
	29日 (水) 県内の感染状況が「警戒領域」から「厳重警戒」に移行	29日 (水) 県内の感染状況が「警戒領域」から「厳重警戒」に移行
	8月 2日 (日) 栄・錦地区の接待を伴う飲食店等への営業時間短縮等要請(8/5~8/24)	8月 2日 (日) 栄・錦地区の接待を伴う飲食店等への営業時間短縮等要請(8/5~8/24)
	6日 (木) 愛知県緊急事態宣言発出。県内の感染状況が「危険領域」に移行	6日 (木) 愛知県緊急事態宣言発出。県内の感染状況が「危険領域」に移行
	24日 (月) 愛知県緊急事態宣言・営業時間短縮等要請の解除	24日 (月) 愛知県緊急事態宣言·営業時間短縮等要請の解除
	25日 (火) 県内の感染状況が「危険領域」から「厳重警戒」に移行	25日 (火) 県内の感染状況が「危険領域」から「厳重警戒」に移行
	9月 18日 (金) 県内の感染状況が「厳重警戒」から「警戒領域」に移行	9月 18日 (金) 県内の感染状況が「厳重警戒」から「警戒領域」に移行
	10月 13日 (火) 「警戒領域」を維持した上で改めての県民・事業者の皆様へのお願い	10月 13日 (火) 「警戒領域」を維持した上で改めての県民・事業者の皆様へのお願い
	28日 (水) 「季節の行事」における感染防止対策の徹底のお願い	28日 (水) 「季節の行事」における感染防止対策の徹底のお願い
	11月 19日(木) 県内の感染状況が「警戒領域」から「厳重警戒」に移行/第3波に入り、県民・事業者の皆様へのお願い	11月 19日 (木) 県内の感染状況が「警戒領域」から「厳重警戒」に移行/第3波に入り、県民·事業者の皆様へのお願い
	26日 (木) 栄・錦地区の接待を伴う飲食店等への営業時間短縮等要請(11/29~12/18)/東京等への不要不急の移動自粛	26日 (木) 栄・錦地区の接待を伴う飲食店等への営業時間短縮等要請(11/29~12/18)/東京等への不要不急の移動自粛
		12月 15日 (火) 接待を伴う飲食店等への営業時間短縮等要請の延長(12/18~1/11)及び県全域へのエリア拡大
		23日 (水) 「警戒領域」年末年始で第3波を克服するための県民・事業者の皆様へのお願い
		24日 (木) 第17回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部員会護開催 感染状況・医療提供体制に関する指標の見直し
	2	

該当項目	現行			変更点						
23ページ	【指標の見直しに伴う修正】									
3. 個別対策ごとの実施方針	・このため、感染状況につい	ては、過去7日間	間における平均の	の新規感染者数や	や検査者数に占め	数に占め ・このため、感染状況については、過去7日間における平均の新規 陽性者 数				や検査者数に占
(1)感染状況等の監視	 る陽性者の割合 (陽性率)、	、医療提供体制の	状況については	、過去7日間には	おける平均入院患					
	 者数に参考項目として平均	的重症入院患者数态	を加え、常に定り	量的に分析、検討	正を継続して実施					
	するとともに、判断基準となる指標を設け、注意・警戒情報の発出や、規制の実施など、迅									
	速かつ適切に対応を進めて			,,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	., , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	標を設け、注意・警戒情報の発出や、規制の実施など、迅速かつ適切に対応を進めてまい				
	述が フ <u>適</u> りがこれがを進めてよい りょり。				ります。			- · · · · · · · ·		
	判断基準となる指標とは					判断基準となる指標とは				
	基準項目	<u>注意(警</u>			領域	+ > = = =		戒)領域		領域
		注意 (グリーンゾーン)	警戒 (イエローゾーン)	厳重警戒 (オレンジゾーン)	危険 (レッドゾーン)	基準項目	注意 (グリーンゾーン)	警戒 (イエローゾーン)	厳重警戒 (オレンジゾーン)	危険 (レッドゾーン)
	(1) 新規感染者数 (過去7日間の平均)	10人未満	10人	20人	40人	(1)新規陽性者数 (過去7日間の平均)	<u>50人未満</u>	50人	<u>160人</u>	260人
	(2) 陽性率(過去7日間) (陽性率/検査者数*1)	5. 0%未満	5. 0%	10.0%	20. 0%	(2)陽性率(過去7日間) (陽性者数/検査者数)※1	5. 0%未満	5. 0%	10. 0%	15. 0%
	(3) 入院患者数 (過去7日間の平均)	150人未満	150人	250人	500人	(3)入院患者数 (過去7日間の平均)	150人未満	150人	250人	500人
	参考項目 入院患者のうち重症者数※2					参考項目				
	(過去7日間の平均)	7人未満	7人	12人	26人	入院患者のうち重症者数※2 (過去7日間の平均)	15人未満	15人	25人	50人
	※1 陰性確認の検査を除いた人数※2 人工呼吸器、ECMO装着者又はIC	 入室者、新型コロナウイル	ルス感染症医療機関等性	 	らの報告数による。	新規陽性者のうちの高齢者数(70歳以上) (過去7日間の平均)	<u>7人未満</u>	7人	22人	36人
	各ゾーンの重症者数は、愛知県の患者	<u>へ回去 / 日間 V → 均 /</u> ※1 陰性確認の検査を除いた人数。								
						※2 人工呼吸器、ECMO装着者又はICU入室者				
34~36ページ	【営業時間短縮等の期間延長・エリア拡大及び年末年始で第3波を克服するための県民・事業									
3. 個別対策ごとの実施方針	者へのお願いの反映】									
(2) 県民・事業者の皆様への	・県民・事業者の皆様には、第3波に入ったとの認識を持っていただくとともに、以下の感染					・その後も、連日、新規陽性者数	、入院者数や重	重症入院者数か	過去最大値を	更新するなど、
お願い	防止対策を徹底していただくようお願いします。					極めて厳しい状況が続いていることから、年末年始の時期を迎えるにあたり、第3波の大				
7)第3波への対応	①基本的な感染防止対策の徹底					きな波を克服するため、県民・	事業者の皆様に	こは、以下の感	染防止対策を	敵底していただ
	○「感染しない、感染させない」を徹底して下さい。					 くようお願いします。				
	○日頃から、3つの密が発生する場所を徹底して避けるとともに、マスクの着用、手洗い、					①不要不急の行動自粛				
	消毒など、基本的な感染防止対策を徹底してください。					〇年末年始の休暇期間中は、	不要不急の行動	加自粛をお願い	します。	
	○特に、飲食を伴う懇親会など、資料11「感染リスクが高まる『5つの場面』」では、感					O人の多いところには出かけ				 かに過ごしまし
	学防止対策の徹底をお願いします。					<u>ょう。</u>	7	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		<u> </u>
	************************************						盡			
	げながら会食を楽しむ工夫」を実践していただくようお願いします。					〇県をまたぐ不要不急の移動		. ま す		
	○ タクシーやバス・電車等の公共交通機関では、常にマスクを着用し、大声での会話は控									
	えて下さい。特に、飲酒後の乗車時には注意をお願いします。					<u> </u>		ᄼᄭᄞᄁᄀᆫᄺᆡ	でなると、産物	0日のこ外族で
								N <u>合合</u> か じ成け	ロフカの古い	行動 太海 (十二十二)
	○大人数での会食や宴会は控え、カラオケやイベント、スポーツ観戦などでは、大声を出					○帰省する場合は、帰省の前 ○場合する場合は、帰省の前	かり人人剱 €0	/云艮仏と悠栄	ソヘンの向い	」判で姓い、14

調管理を徹底し、体調が優れない場合は、帰省や旅行を控えて下さい。

○事業者におかれても、従業員の休暇の分散取得に協力をお願いします。

○感染が拡大している都市域への移動に際しては、自覚を持って適切な行動をお願いし

す行動を控えてください。

湿度等を保ちつつ、十分な換気を行って下さい。

○冬季においては、資料4「適切な室内環境を維持するポイント」を活用し、適切な温度・

該当項目	現行				
W 1 V 1	○発熱等の症状が出たときは、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や、保健所に設				
	置された「受診・相談センター」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機				
	関」を受診してください。				
	○接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診				
	など保健所の早期サポートにつなげて下さい。				
	②感染拡大予防ガイドライン等の徹底				
	○全ての施設で、業種別の感染拡大予防ガイドラインや県の感染防止対策リストを遵守し、				
	感染防止対策の徹底をお願いします。				
	○事業者は、「安全・安心宣言施設」ステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防				
	止対策への協力を呼び掛けて下さい。				
	○利用者は、ステッカー掲示施設など安全な施設を利用し、感染防止対策の徹底に協力を				
	お願いします。				
	③高齢者等への拡大防止				
	○重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦に配慮し、これらの方々も、感染リ				
	スクの高い施設の利用を避けて下さい。				
	○特に、高齢者の方が多く利用する施設等では、高齢者を守る8つのポイントを遵守し、				
	感染防止対策の徹底をお願いします。				
	④東京等への不要不急の移動自粛				
	○首都圏・大阪府・北海道への不要不急の移動は控えて下さい。				
	○感染が拡大している都市域への不要不急の移動はできるだけ控えて、自覚を持って適切				
	な行動をお願いします。				
	⑤年末年始における感染防止対策の徹底				
	○年末年始の時期は、人の移動が集中し、感染リスクが高まるので、感染症が拡大するこ				
	とのないよう、帰省や旅行の分散に協力をお願いします。				
	事業者におかれても、従業員の休暇の分散取得に協力をお願いします。				
	○「体調の悪い方」は、帰省や旅行を控えましょう。また、帰省先や旅行先で体調が変化				
	した場合は会食や外出・観光は控え、感染拡大防止のためにその地域の保健医療当局に				
	協力して下さい。				
	○感染が拡大している都市域への移動に際しては、自覚を持って適切な行動をお願いしま				
	す。				
	○クリスマス、大晦日、初日の出など、多数の人が集まる「季節の行事」に参加する場合				
	は、人と人の距離の確保・マスクの着用・手指衛生・大声での会話の自粛など、「基本的				
	な感染防止対策」を徹底して下さい。				
	○公道など、主催者がいない場所で、不特定多数の人が密集し、大声等の発生を伴う行事、				
	パーティー等への参加は控えて下さい。				

の参加は、なるべく控えて下さい。

変更点

ます。

③初詣など年末年始の行事における感染防止対策の徹底

- ○初詣は、混雑する三が日を避ける「分散参拝」や、マスクの着用、境内での三密回避、 一方通行・人数制限など、寺社等の感染防止対策に協力をお願いします。
- ○クリスマス、カウントダウンイベント、成人式など、年末年始の行事に参加する場合 は、人との距離の確保、マスクの着用、大声で会話や飲酒を控えるなど、感染防止対 策を徹底し、対策がとれない場合は、参加を自粛して下さい。
- ○主催者は、オンライン開催や開催時期の分散など、慎重に検討をお願いします。

④営業時間短縮と感染拡大予防ガイドライン等の徹底

- <u>○県内全ての酒類を提供する飲食店等に対し、1月11日まで、営業時間の短縮等を要</u> 請します。
- <u>○全ての施設で、業種別の感染拡大予防ガイドラインや県の感染防止対策リストを遵守</u> し、感染防止対策の徹底を強くお願いします。
- <u>○事業者は、「安全・安心宣言施設」ステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染</u> 防止対策への協力を呼び掛けて下さい。
- ○利用者は、ステッカー掲示施設など安全な施設を利用し、感染防止対策の徹底に協力 をお願いします。

⑤高齢者等への拡大防止

- <u>○重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦に配慮し、これらの方々も、感染</u> リスクの高い施設の利用を避けて下さい。
- ○特に、高齢者の方が多く利用する施設等では、高齢者を守る8つのポイントを遵守し、 感染防止対策の徹底をお願いします。

⑥基本的な感染防止対策の徹底

- ○「感染しない、感染させない」を徹底して下さい。
- 〇大人数での忘年会や新年会は自粛をお願いします。
 - 会食・飲食は、普段から一緒にいる人と、少人数で、ガイドラインを遵守したステッカー掲載店を利用、会話時のマスク着用、短時間・適度な酒量でお願いします。
- 〇日頃から、三密が発生する場所を徹底して避け、「感染リスクが高まる5つの場面」では、マスクの着用、手指消毒等、基本的な感染防止対策を徹底して下さい。
- ○タクシーやバス・電車等の公共交通機関では、常にマスクを着用し、大声での会話は 控えて下さい。特に、飲酒後の乗車時には注意をお願いします。
- ○適切な温度・湿度等を保ちつつ、十分な換気を行って下さい。
- ○発熱等の症状が出たときは、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や、保健所に 設置された「受診・相談センター」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療 機関」を受診してください。
- ○接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受 診など保健所の早期サポートにつなげて下さい。

○街頭や飲食店での、大量または長時間・深夜にわたる飲酒や、飲酒しての季節の行事へ

該当項目	現行	変更点
	○家族同士で自宅で過ごす、オンラインのイベントに参加するなど、新しい「季節の行事」	
	の楽しみ方を検討していただくなど、工夫をお願いします。	
	・また、感染拡大防止を図るため、名古屋市の繁華街にエリアを限定し、「営業時間の短縮」等	・また、感染拡大防止を図るため、名古屋市の繁華街にエリアを限定し、「営業時間の短縮」
	の要請を行うこととしました。栄・錦地区の接待を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店及び	等の要請を行うこととし、栄・錦地区の接待を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店及び酒
	酒類を提供するカラオケ店におかれては、感染防止対策を徹底した上で、11月29日から	類を提供するカラオケ店に対しまして、感染防止対策を徹底した上で、11月29日から
	12月18日までの20日間、営業時間の短縮等をお願いします。(資料18)	12月17日までの19日間、営業時間の短縮等をお願いしました。
		・さらに、年末年始の時期を迎え、営業時間の短縮等の要請を12月18日から1月11日
		までの間に延長するとともに、愛知県全域に拡大し、第3波の大きな波を克服するため、
		<u>オール愛知での取組をお願いします。</u> (資料18)
37 ページ	【入院病床確保数・医療機関数の時点修正】	
3. 個別対策ごとの実施方針	○入院病床は感染症指定医療機関(12病院72床)、その他受入医療機関(58病院788	○入院病床は感染症指定医療機関 <u>(削除)</u> 、その他受入医療機関 <u>(削除)</u> を合わせ、合計 <u>7</u>
(3)医療面での対策	床)を合わせ、合計70病院860床を確保。	<u>1病院934床</u> を確保。
①医療提供体制の維持・強	○重点医療機関は30病院、疑い患者受入協力医療機関は33病院を確保し、専門的治療を	○重点医療機関は <u>34病院</u> 、疑い患者受入協力医療機関は <u>31病院</u> を確保し、専門的治療
化	有する受入医療機関は、がん患者 25病院 、透析患者 19病院 、妊産婦19病院、小児患	を有する受入医療機関は、がん患者 <u>24病院</u> 、透析患者 <u>18病院</u> 、妊産婦19病院、小
	者17病院を確保。	児患者17病院を確保。
44ページ	【事業終了に伴う修正】	
3. 個別対策ごとの実施方針	○県独自の「民間児童福祉施設等職員応援金」の交付	○県独自の「民間児童福祉施設等職員応援金」 <u>(交付終了)</u>
(5)経済対策		
③さらなる対策		
参考資料	【業種別ガイドライン一覧の更新】	資料9の一覧を12月24日更新の内容に変更
	【営業時間短縮等の要請の期間延長・エリア拡大に伴う資料差し替え】	資料18の営業時間短縮等の要請事項の変更に伴う資料の差し替え